

平成20年度 児童環境づくり基盤整備事業費交付要綱 新旧対照表(案)

改 正 案	現 行
厚生省発児第72号 平成9年6月5日	厚生省発児第72号 平成9年6月5日
第一次改正 厚生省発雇児第73号 平成10年4月13日	第一次改正 厚生省発雇児第73号 平成10年4月13日
第二次改正 厚生省発雇児第98号 平成11年6月14日	第二次改正 厚生省発雇児第98号 平成11年6月14日
第三次改正 厚生省発雇児第103号 平成12年6月2日	第三次改正 厚生省発雇児第103号 平成12年6月2日
第四次改正 厚生労働省発雇児第263号 平成13年6月26日	第四次改正 厚生労働省発雇児第263号 平成13年6月26日
第五次改正 厚生労働省発雇児第0510001号 平成14年5月10日	第五次改正 厚生労働省発雇児第0510001号 平成14年5月10日
第六次改正 厚生労働省発雇児第0401007号 平成15年4月1日	第六次改正 厚生労働省発雇児第0401007号 平成15年4月1日
第七次改正 厚生労働省発雇児第0331020号 平成16年3月31日	第七次改正 厚生労働省発雇児第0331020号 平成16年3月31日
第八次改正 厚生労働省発雇児第0401012号 平成17年4月1日	第八次改正 厚生労働省発雇児第0401012号 平成17年4月1日
第九次改正 厚生労働省発雇児第0331027号 平成18年3月31日	第九次改正 厚生労働省発雇児第0331027号 平成18年3月31日
第十次改正 厚生労働省発雇児第0507004号 平成19年5月7日	第十次改正 厚生労働省発雇児第0507004号 平成19年5月7日
第十一改正 厚生労働省発雇児第※※※※号 平成20年※月※日	
各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長	各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">厚 生 事 務 次 官</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について</p> <p>近年の少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ子育てしやすい環境の整備をはかるとともに、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりを総合的に推進するため、児童環境づくり支援事業、子どもにやさしい街づくり事業及び家庭支援相談等事業などにより、児童環境づくり対策の促進を図ってきたところである。</p> <p>この度、平成8年度から実施されてきた「児童環境づくり支援事業」、平成6年度から実施されてきた「子どもにやさしい街づくり事業」の一部及び平成元年度から実施されてきた「家庭支援相談等事業」の統合を図ることに伴い、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」を定め、平成9年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>なお、平成8年6月7日厚生省発児第103号本職通知「児童環境づくり支援事業費補助金の国庫補助について」、平成6年9月21日厚生省発児第148号本職通知「子どもにやさしい街づくり事業の国庫補助について」及び平成元年5月29日厚生省発児第91号本職通知「家庭支援相談等事業の国庫補助について」は廃止する。</p> <p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 現行どおり (略)</p>	<p style="text-align: center;">厚 生 事 務 次 官</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について</p> <p>近年の少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ子育てしやすい環境の整備をはかるとともに、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりを総合的に推進するため、児童環境づくり支援事業、子どもにやさしい街づくり事業及び家庭支援相談等事業などにより、児童環境づくり対策の促進を図ってきたところである。</p> <p>この度、平成8年度から実施されてきた「児童環境づくり支援事業」、平成6年度から実施されてきた「子どもにやさしい街づくり事業」の一部及び平成元年度から実施されてきた「家庭支援相談等事業」の統合を図ることに伴い、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」を定め、平成9年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>なお、平成8年6月7日厚生省発児第103号本職通知「児童環境づくり支援事業費補助金の国庫補助について」、平成6年9月21日厚生省発児第148号本職通知「子どもにやさしい街づくり事業の国庫補助について」及び平成元年5月29日厚生省発児第91号本職通知「家庭支援相談等事業の国庫補助について」は廃止する。</p> <p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年</p>

改 正 案	現 行
	<p>法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p>
(交付の目的)	
2 現行どおり (略)	<p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童育成事業として、児童環境づくり基盤整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>
(交付の対象)	
3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。	<p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p>
<u>(削除)</u>	
(1) 児童環境づくり推進機構事業	
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「児童環境づくり推進機構事業実施要綱」により、都道府県が行う事業及び厚生労働大臣が認めた法人に対して都道府県が補助する事業。	<p>(1) <u>県立児童厚生施設事業(ネットワークづくり事業)</u></p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「<u>県立児童厚生施設事業(ネットワークづくり事業)実施要綱</u>」により、都道府県が行う事業。</p>
(2) 児童育成事業推進等対策事業	
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。	<p>(2) <u>児童環境づくり推進機構事業</u></p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「<u>児童環境づくり推進機構事業実施要綱</u>」により、都道府県が行う事業及び厚生労働大臣が認めた法人に対して都道府県が補助する事業。</p>
(3) 健全育成推進事業	
平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。	<p>(3) <u>児童育成事業推進等対策事業</u></p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「<u>児童育成事業推進等対策事業実施要綱</u>」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。</p>
(4) 健全育成推進事業	

改 正 案	現 行
<p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「健全育成推進事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p>	<p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「健全育成推進事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p>
<p>(4) 民間児童館活動事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。</p>	<p>(5) 民間児童館活動事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。</p>
<p>(5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。</p>	<p>(6) 児童福祉施設併設型民間児童館事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。</p>
<p>(6) 地域組織活動育成事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。</p>	<p>(7) 地域組織活動育成事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。</p>
<p>(7) 児童ふれあい交流促進事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「児童ふれあい交流促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及</p>	<p>(8) 児童ふれあい交流促進事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「児童ふれあい交流促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及</p>

改 正 案	現 行
び中核市が行う事業。	び中核市が行う事業。
(8) 地域子育て支援拠点事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。	(9) 地域子育て支援拠点事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。
(交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	(交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
(1) 都道府県分 別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額 ア 別表の第1欄の <u>健全育成推進事業費</u> について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ 現行どおり (略) ウ 現行どおり (略)	(1) 都道府県分 別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額 ア 別表の第1欄の <u>県立児童厚生施設事業費及び健全育成推進事業費</u> について、 <u>第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額</u> を選定する。 イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。 ウ 別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業費及び児童育成事業推進等対策事業費について、第1欄の区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。
(2) 指定都市・中核市分	(2) 指定都市・中核市分

改 正 案	現 行
現行どおり (略)	<p>別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。</p> <p>イ 別表の第1欄の健全育成推進事業費及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ イにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p>
(3) 市町村分 (特別区を含み指定都市、中核市を除く。) 現行どおり (略)	<p>(3) 市町村分 (特別区を含み指定都市、中核市を除く。)</p> <p>別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。</p> <p>イ 別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ イにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p>
(4) 社会福祉法人等分 現行どおり (略)	<p>(4) 社会福祉法人等分</p> <p>別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費のうち、民間児童館活動</p>

改 正 案	現 行
	<p>事業費について、次のア及びイにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p>
(交付の下限)	(交付の下限)
5 現行どおり (略)	<p>5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあっては100万円、中核市にあっては50万円、市町村（特別区を含む。）にあっては10万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。</p>
(交付の条件)	(交付の条件)
6 現行どおり (略)	<p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 直接補助事業に係る場合</p> <p>ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。</p> <p>ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>

改 正 案	現 行
	<p>エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(2) 間接補助事業に係る場合</p> <p>ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1) のアからオに掲げる条件（ただし、社会福祉法人等については、オの条件に加え「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならぬ。」の条件を加える。）を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。</p> <p>ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>
(申請手続) 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。	(申請手続) 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

改 正 案	現 行
<p>(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業</p> <p>都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p>	<p>(1) 都道府県が行う別表の第1欄の<u>県立児童厚生施設事業</u>、児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業</p> <p>都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p>
<p>(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業</p> <p>現行どおり (略)</p>	<p>(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業</p> <p>ア 市町村長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 都道府県知事は、アの申請書を取りまとめ、別紙様式4による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。</p>
<p>(変更申請手続)</p> <p>8 現行どおり (略)</p>	<p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。</p>
<p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 現行どおり (略)</p>	<p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として90日以内に交付の決定を行うものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(補助金の概算払)</p> <p>10 現行どおり (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業 現行どおり (略)</p>	<p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 都道府県が行う別表の第1欄の<u>県立児童厚生施設事業</u>、児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業 ア 市町村長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式6による報告書を都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。 イ 都道府県知事は、アの報告書を取りまとめ、別紙様式7による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。</p>

改 正 案	現 行
(補助金の返還) 12 現行どおり (略)	(補助金の返還) 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。
(その他) 13 現行どおり (略)	(その他) 13 特別の事情により 4、7、8 及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

改 正 案

現 行

別表

1 区分	2 基 準 類	3 対象経費	4 補助率
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
児童環境づくり推進機構事業費	1. 児童環境づくり推進機構事業費 (1) 都道府県当たり年額 11,380,000円 (2) 児童環境づくり推進機構事業実施要綱3(4)に掲げる事業については、厚生労働大臣が認めた額とする。	児童環境づくり推進機構事業に必要な経費	定額
児童育成等対策事業費	2. 児童育成事業推進等対策事業費 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要な経費	定額
健全育成推進事業費	3. 健全育成推進事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 <u>2,000,000円</u>	健全育成推進事業に必要な経費	1/3
市町村児童環境づくり基盤整備事業費	4. 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 1,831,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあっては、1か所当たり915,000円とする) (2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 3,016,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあっては、1か所当たり1,508,000円とする)	民間児童館活動事業に必要な経費（給料、職員手当、共済費を除く。）	1/3

別表

1 区分	2 基 準 類	3 対象経費	4 補助率
県立児童厚生施設事業費	1. 県立児童厚生施設事業費 (ネットワーク事業) 1都道府県当たり年額 6,474,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の県立児童厚生施設にあっては、3,237,000円)	県立児童厚生施設事業に必要な経費（給料、職員手当、共済費を除く。）	1/3
児童環境づくり推進機構事業費	2. 児童環境づくり推進機構事業費 (1) 都道府県当たり年額 11,600,000円 (2) 児童環境づくり推進機構事業実施要綱3(4)に掲げる事業については、厚生労働大臣が認めた額とする。	児童環境づくり推進機構事業に必要な経費	定額
児童育成等対策事業費	3. 児童育成事業推進等対策事業費 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要な経費	定額
健全育成推進事業費	4. 健全育成推進事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 <u>3,000,000円</u>	健全育成推進事業に必要な経費	1/3
市町村児童環境づくり基盤整備事業費	5. 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 1,831,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあっては、1か所当たり915,000円とする) (2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 3,016,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあっては、1か所当たり1,508,000円とする)	民間児童館活動事業に必要な経費（給料、職員手当、共済費を除く。）	1/3